

スタート

平成27年9月29日

専門特殊講義 I (知財戦略論)

著作権制度 を学ぶ

平成27年度
杉山 務

著作権は 知的財産権のひとつ

- 身の回りにあるものすべてが知的財産ともいえる



知的財産権とは

知的財産とは？

知的財産とは人間の知恵や工夫などから生まれる創造物



知的財産制度とは？

人間の幅広い知的創造活動の成果について、

その創作者に一定の権利保護を与えるようにした制度



- 「知的財産立国」としての歩みを止めないために欠かすことのできない制度
- 豊かな社会を築くために必要な制度

身近な知的財産

特許権

新しい発明を保護
(出願から20年)

実用新案権

物品の構造、形状
の考案を保護
(出願から10年)



ブランド名

商品やサービスに使用
するマークを保護
(登録から10年 更新可)

商標権

著作権

創作的な表現物を保護
(死後50年まで)

意匠権

物品のデザインを保護
(登録から20年)

スマートなデザイン

特許制度（パテント）

特許権（特許庁への申請が必要）

特許制度の目的

「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、
もって産業の発達に寄与すること」

- 目に見えない思想やアイデアを保護
- 新しい技術を公開した者にその代償として一定期間、一定の条件で独占的な権利を与える、他の者に公開された発明を利用する機会を与える
- 新しい技術の公開により、技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与



発明とは？

「発明」とは、
自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

自然法則を利用

- × 自然法則に反するもの
- × 人為的取り決めであって
自然法則を利用していないもの



あたるときもダメ
人間の精神活動に

技術的思想

- 技術=一定の目的を達成するための手段
- 誰がやっても同じ結果が得られる



技能はダメ

創作

- 新しいことを創り出すこと
- × 「発見」や「解明」



意味を発見
しただけではダメ

高度

- 従来にない新しい機能を發揮するもので、
産業上の利用価値があれば改良品でも可

実用新案制度

実用新案権(特許庁への申請が必要)

実用新案制度の目的

**考案の保護及び利用を図ることにより 考案を奨励し、
もって産業の発達に寄与すること**

- 新しい考案を**公開**した者にその**代償**として一定期間 一定の条件で**独占的な権利**を与え 他の者に公開された考案を利用する機会を与える
- 日常生活の便宜を増大することから **小発明**といわれる

- 1 **物品**の形状、構造、組合せ **図面**が必須
2. **無審査**で登録 出願から早期に権利化
3. 特許出願へ変更可能



盛り髪用く
コモライフ2個1554円
ダイソー1個105円 550万円

意匠制度(デザイン)

意匠権 (特許庁への申請が必要)



意匠登録第1063873号



意登131905号

意匠制度の目的

**意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、
もって産業の発達に寄与すること**

- 意匠は 物品のより美しい外観 より使い勝手の良い外観を探求するもの
- 外観は容易に模倣が可能**
美観の面から創作を把握し これを保護
- 保護することで 不当な競争などを防止し 健全な**産業発達**に寄与

著作権制度（コピーライト）

著作権：

- 著作者により著作物が創られた時点で「自動的」に発生
- 「申請」「登録」等の手続きは不要

著作権法の目的

創作された著作物に関して 著作者の権利の保護を図り
文化の発展に寄与すること

著作物とは 思想又は感情を創作的に表現したものであって
文芸 学術 美術又は音楽の範囲に属するもの

絵画



彫刻



音楽



小説

主な農産物の保護制度

法律：農産物の保護内容（監督官庁）

特許法：農産物の加工品、家畜の飼育方法、農機、農薬、遺伝子組み換え
、動植物の品種改良などの発明に対して特許（特許庁）

商標法：農業製品に使用するマークを商標登録によって保護（特許庁）

種苗法：種苗登録品種について、その育成者を保護（農林水産省）

不正競争防止法：他人の農業製品の模倣品販売、原産地名や商標の不正
使用といった不正競争に対する保護（経済産業省）

関税法：平成15年改正によって、植物新品種に関する育成者権侵害物品
を輸入禁制品に追加し、輸入差止申立制度の対象（財務省）

種苗の育成者権

新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、**品種の育成の振興と種苗の流通の適正化**を図り、もって**農林水産業の発展**に寄与することを目的

栽培される全植物(種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類)及び政令で指定されたきのこが**保護対象**

新品種を育成した者(育成者及びその承継人)が品種登録の出願をすることができる



どちおとめ



あまおう

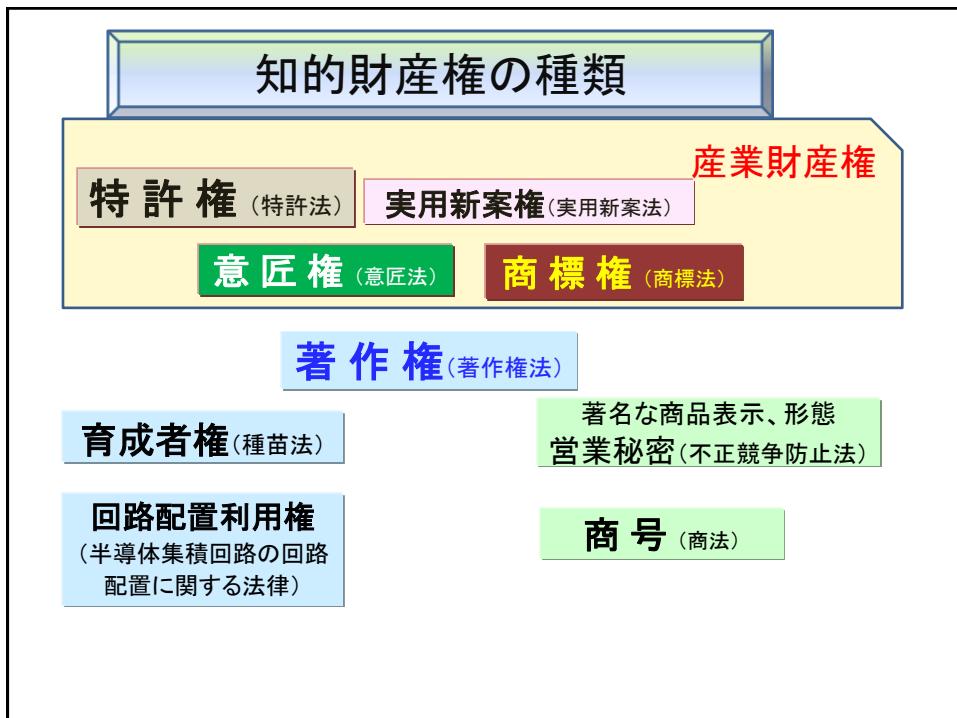


不正競争防止法

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって**国民経済の健全な発展**に寄与することを目的

- ・**周知表示混同惹起行為**(1号)動くかに看板事件
- ・**著名表示冒用行為**(2号)シャネル事件
- ・**商品形態模倣行為**(3号)タマゴッチ事件
- ・**営業秘密不正取得行為**(4号)
秘密管理、有用、非公知な営業秘密を保護
- ・**原産地等誤認惹起行為**(13号)

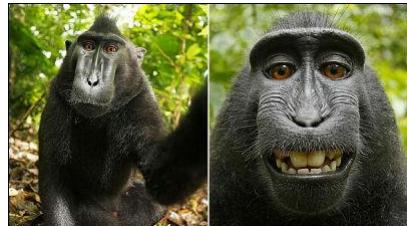




【問】

ア～ウを比較して、譲渡の対象となる権利として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許を受ける権利
- イ 意匠登録を受ける権利
- ウ 商標登録を受ける権利



猿が著作者？

カメラ所有者が著作者？

カメラマンが「Wikipediaに掲載されているサルが写った写真の著作権は自分にある」として掲載中止を訴えた

Wikimedia Foundationが「写真の著作権はシャッターを押して自画撮りを行ったサル本人にある」として訴えを却下

野生動物の生態を写真に収める活動を行っているカメラマン

2011年にインドネシアに滞在して絶滅危惧種の一種であるクロザルの生態を撮影していた

1匹のクロザルのメスがカメラに興味を抱いて接近。そのまま手にとっていじくり回しているうちにシャッターが押され、自分にレンズが向いた状態で撮影する「自画撮り」の写真を何枚か撮影

2014年08月07日

<http://gigazine.net/news/20140807-wikipedia-refuse-photo-deletion/>

まとめ

人が考え創出したものは、法律に規定されたもののみが保護されます

規定されたものの判断が問題であり、保護を広く認める傾向にあります

ご清聴 ありがとうございました

